2022年9月1日号

Tax & Legal Newsletter

タイ

このニュースレターは、2022年7月1日～8月31日までの間にタイの官報で掲載され、著者が英訳を入手することができ、税務上または法務上、タイで事業展開をしている日系企業にとって一般的に関心があるかと思われる勅令、通達等を抜粋し、要約したものになります。

|  |
| --- |
| 官報掲載勅令・規則・通達等（抜粋）2022年7月1日～8月31日 |
| 1 | **工場年間手数料の免除** |
| 官報（第139号）出版日：2022年7月20日 |
| 表題：「工業省規則　工場事業運営者の年次工場運営料の免除　仏歴2565（2022年）」Ministerial Regulations Exempting Annual Fees for Factory Business Operators B.E. 2565 (2022) |
| 当該規則により、工場法、第43条で定める工場の経営者に課せられる年間手数料が、工場の大きさに関わらず免除となりました。ただし、免除期間は2022年6月10日～2023年6月9日の間に発生するものに限られます。 |
| 2 | **適格医療機関への寄付の二倍控除に関わる細則** |
| 歳入局ホームページ（2022年8月5日現在） |
| 表題：「歳入局長通達（第42号）-　歳入法典勅令（税及び関税の免除規定　754号）　仏歴2565年（2022年）に基づく電子寄付システム経由の寄付に対する所得税、付加価値税（VAT）、特定事業税、及び印紙税の免許に関わる基準及び条件」Notice of Director-General of Revenue Department (No. 42) Re Bases and Conditions Respecting Exemption of Income Tax, Value Added Tax, Specific Business Tax, and Stamp Duty on Donation Via Electronic Donation System under Royal Decree Issued under Revenue Code Governing Exemption of Taxes and Duties (No. 754) B.E. 2565 (2022) |
| 当該通達は、歳入法典勅令第754号の細則になり、適格医療機関等は、以下の通りと確認：* Phra Mongkut Klao Hospital Foundation
* The Tropical Disease Foundation
* The Cancer Foundation
* Siriraj Hospital
* The Rajavithi Hospital Foundation
* The Somdej Phra Pinklao Foundation
* The Foundation of Queen Sirikit Naval Hospital

当該通達で設けられている条件等には以下が含まれます：自然人の場合* 自然人による寄付は現金に限る。

法人の場合* 法人による寄付は、現金、資産、又は商品のいずれも認められる。
* 現物の寄付の場合、原則的に、その取得時の関係書類に記されている価値等を寄付額の基準とする。
* 法人がその現物を保有していた場合、減価償却済みの残高を寄付金額の基準とする。
* 商品の寄付の場合、取得原価を寄付金額の基準とする。ただし、歳入法典第65条の二（６）に定める期首残高価格（前期末日におけるコスト又は市場価格のいずれか低い額）に基づく金額を上回ってはならない。
* 寄付のために物品を購入した場合、寄付金額の基準は、通常取得できる金額を超えてはならない。

当該通達の適用期間は2022年4月26日～2022年12月31日になります。 |
| 3 | **コロナ対策用の首相府への寄付の控除に関わる細則** |
| 歳入局ホームページ（2022年8月15日現在） |
| 表題：「歳入局長通達（第43号）- 首相府へのコロナ禍対策用の寄付に関わる所得税、及びVATの免除の基準、手続、及び条件」Notice of Director-General of Revenue Department (No. 43) Re Bases, Procedures, and Conditions Respecting Exemption of Income Tax and Value Added Tax on Donation to Office of the Permanent Secretary, Prime Minister’s Office, to Support Rectification of Coronavirus Virus 2019 Problems |
| 当該通達は、歳入法典勅令第751号の細則になります。当該通達は以下の条件等を規定しています：自然人の場合* 自然人による寄付は現金に限る。
* 寄付はクルンタイ銀行の指定された口座への入金に限る、等

法人の場合* 現金、資産又は商品の寄付が認められる。
* 現金の場合、指定されたクルンタイ銀行にある首相府の口座に限られる。
* 現物の寄付の場合、原則的に、その取得時の関係書類に記されている価値等を寄付額の基準とする。
* 法人がその現物を保有していた場合、減価償却済みの残高を寄付金額の基準とする。
* 商品の寄付の場合、取得原価を寄付金額の基準とする。ただし、歳入法典第65条の二（６）に定める期首残高価格（前期末日におけるコスト又は市場価格のいずれか低い額）に基づく金額を上回ってはならない。
* 寄付のために物品を購入した場合、寄付金額の基準は、通常取得できる金額を超えてはならない。

当該通達は2022年3月6日より施行となります。 |
| 4 | **コロナの治療、診断、又は予防用の物品の輸入及び寄付の受領に際する所得税の免税措置に関する細則** |
| 歳入局ホームページ（2022年8月16日現在） |
| 表題：「歳入局長通達（第44号）- コロナウィルスの治療、診断、もしくは拡散防止用の用品の輸入及び寄付に対する所得税及びVATの免除に関わる基準、手続、及び条件」Notice of Director-General of Revenue Department (No. 44) Re Bases, Procedures, and Conditions Respecting Exemption of Income Tax and Value Added Tax on Importation and Donation of Goods Used for Treatment, Diagnosis, or Prevention of Coronavirus Virus 2019 |
| 当該通達は、歳入法典勅令第755号の細則になります。当該通達で設けられている条件等には以下が含まれます：* 保健省の通達に別途指定されている用品リストのみが対象となる。
* 関係用品を輸入する際、関係書類に “Donation for COVID-19” と示すこと。
* 認定を受けている医療機関もしくは団体への寄付に限る。（赤十字も対象となる）
* 所得税、及びVATの免除を受けるためには（ア）通関書類、及び（イ）寄付を受領した医療機関等から寄付受領の確認をする手紙（現物の寄付の場合）を要する。
* 免税措置を受ける法人は、資産もしくは商品の原価を法人税を計算する際、損金算入してはならない。

当該通達は2022年3月6日より施行となります。 |
| 5 | **オンライン税務申告、インボイス発行等に関する細則** |
| 官報（第139号）2022年7月20日出版施行：官報出版日より30日後 |
| 表題：「財務省規則（第384号）仏歴2565年（2022年）歳入法典に基づく電子的手段による証拠文書類又は手紙に関する手続きの規定」Ministerial Regulations No. 384 (B.E. 2565 (2022) Issued under Revenue Code Governing Proceedings Relating to Documentary Evidence or Letters by Electronic Means |
| 当該規則は、歳入局と納税者（代理人を含む）間で税務に関する連絡、通知、申告等をオンライン上で処理するに当たっての要件を規定するものです。要件には以下が含まれています。（１）電子取引に関する法律上要求される基準を満たしている事（２）電子署名者本人が確認できる事（３）十分な情報セキュリティシステムが構築されている事、及び（４）歳入局のシステムにアクセスするための申請をし、許可を得る事等。インボイス、及び領収書の送信、及び保管に関する諸条件を満たした場合のみオンライン申告が認められます。又、適格代理人によるオンライン申告も認められています。 |
| 6 | **首相府への寄付に対する税務措置** |
| 官報（第139号）2022年7月18日出版 |
| 表題：「歳入法典勅令（税及び関税の免除規定 – 第751号）仏歴2565年（2022年）」Royal Decree Issued under Revenue Code Governing Exemption of Taxes and Duties (No. 751) B.E. 2565 (2022) |
| 当該勅令は、2022年5月5日に終了した首相府へのコロナ禍に対抗するための金銭、及び資産の寄付を促進するための税務措置（勅令第723号）を延長するものです。当該勅令により、2022年5月6日～2023年12月31日迄の間の電子寄付システム上の寄付に関わる所得税、及び付加価値税（VAT）が免除となります。自然人につきましては、寄付金額を課税所得より控除することが認められます。ただし、当該寄付は、歳入法典、第47条（7）で規定する寄付控除に含め、同一控除項目に該当するその他寄付と合算して課税対象所得の10％を超えてはなりません。法人につきましても、寄付相当額の控除が認められます。ただし、当該寄付は、歳入法典第65条の三の（３）（ｂ）で規定する公的慈善的又は健康促進を目的とした寄付に該当するその他寄付と合算して、課税対象所得の2％を超えてはなりません。また、VAT事業者による物品の寄付は、VAT免除となります。施行：官報出版日翌日 |
| 7 | **従業員用コロナ抗原検査キットの購入費に対する税務措置** |
| 官報（第139号）2022年7月18日出版 |
| 表題：「歳入法典勅令 (税及び関税の免除規定 – 第752号) 仏歴2565年 (2022年)」Royal Decree Issued Under Revenue Code Governing Exemption of Taxes and Duties (No. 752) B.E. 2565 (2022) |
| 当該勅令は、2022年3月31日に終了した雇用者による従業員用のコロナ抗原検査キットの購入を促す税務措置（勅令第733号）を延長するものです。当該勅令により、2022年4月1日～2022年12月31日の間に事業者がコロナ抗原検査キットの購入のために拠出した費用の50％が損金として認められます。施行：官報出版日翌日 |
| 8 | **資金繰り支援策：会社資産のセールスアンドバイバックの免税措置** |
| 官報（第139号）2022年7月18日出版 |
| 表題：「歳入法典勅令（税及び関税の免除規定 -753号）仏歴2565年（2022年）」Royal Decree Issued under Revenue Code Governing Exemption of Taxes and Duties (No. 753) B.E. 2565 (2022) |
| 当該勅令は、コロナ禍で厳しい資金繰りに直面している事業者の増加に対応するために施行されたものです。当該勅令は、信託関係における会社資産の適格受託者への売却→賃借→買い戻し、すなわちセールス　アンド　バイバック　スキーム (Sales & Buy-back Scheme) を促進するものになります。適格受託者とは、タイ国証券取引委員会より受託者業務に携わる許可を得ている者を指します。委託者：適格セールス　アンド　バイバック　スキームであれば、資産の譲渡者（流動性に困っている会社）は、売却対象資産の適格受託者への売却に本来では伴う所得、VAT、特定事業税、及び印紙税が免除されます。受託者：資産の買い手（適格受託者に限る）は、後続する委託者への売却（当初売却をした会社等への売却）に本来では伴うVAT、特定事業税、及び印紙税が免除されます。また、上記優遇措置を享受するための条件に以下が含まれます。1. 最初の売却（資金繰りに困っている会社による売却）は、当該勅令施行日より2年以内、すなわち2024年7月18日までに完了すること、及び
2. 買い戻しが、当初の売却より5年以内に生ずること。

施行：官報出版日翌日 |
| 9 | **医療機関への寄付に対する税務措置** |
| 官報（第139号）（出版日：2022年7月18日） |
| 表題：「歳入法典勅令 (税及び関税の免除規定 - 第754号) 仏歴2565年 (2022年)」Royal Decree Issued under Revenue Code Governing Exemption of Taxes and Duties (No. 754) B.E. 2565 (2022) |
| 当該勅令は、以下の医療機関及び基金への金銭又は資産の寄付を促進する目的のものです。* Phra Mongkut Klao Hospital Foundation
* The Tropical Disease Foundation
* The Cancer Foundation
* Siriraj Hospital
* The Rajavithi Hospital Foundation
* The Somdej Phra Pinklao Foundation
* The Foundation of Queen Sirikit Naval Hospital

当該勅令の優遇措置は、2022年4月26日～2022年12月31日間に電子寄付システム経由でなされた寄付に限定されています。また、当該勅令は、原則的に適格寄付相当額の二倍を所得税の計算にあたり、控除を認めるものです。ただし、上限額（所得に対する一定の率で計算）等の制限・条件があります。主要な条件等は以下の通りになります。自然人の場合: 寄付金額の二倍相当額の控除が認められます。ただし、当該控除額を勅令で定める金銭の支払い額の二倍の控除に当該控除を含める必要があります。又、歳入法典の第47条の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、および(6)の控除後の所得の10％を超えてはなりません。法人の場合: 金銭又は資産の寄付に伴う費用の二倍相当額の控除が認められます。ただし、当該控除を勅令で定める費用の二倍の控除に当該控除を含める必要があります。又、歳入法典第65条の三の(3) (b)による寄付の控除前の所得の10％を超えてはなりません。施行：官報出版日翌日 |
| 10 | **コロナの治療、診断、又は予防用の物品の輸入及び寄付の受領に際する所得税の免税措置** |
| 官報（第139号）（出版日：2022年7月18日） |
| 表題：「歳入法典勅令 (税及び関税の免除規定 – 第755号) 税及び関税の免除の規定 仏歴2565年（2022年）」Royal Decree Issued under Revenue Code Governing Exemption of Taxes and Duties (No. 755) B.E. 2565 (2022) |
| 当該勅令は、2022年3月31日に終了したコロナ対策用の物品の寄付に関わる免税措置を延長するものです。輸入付加価値税（VAT）：指定の医療機関、その他政府機関、及び適格医療機関・組織へ寄付されるコロナの治療、診断、又は予防用の物品は、その輸入に当たってのVATが免除となります。当該措置は、2022年4月1日～2023年3月31日迄の間に輸入及び寄付された物品に限られます。所得税及びVAT：上記に関連する適格寄付の受領者は、該当物品の受領による所得の益金算入及びVATが免除されます。ただし、譲渡する者は当該物品の取得費用をその法人税の計算に当たって損金算入してはなりません。当該措置は、2022年4月1日～2023年3月31日迄の間の寄付に限ります。施行：官報出版日翌日 |
| 11 | **特別経済開発区における「専門家」及び「技能労働者」の税務措置に関わる細則** |
| 歳入局ホームページ（2022年7月12日現在） |
| 表題：「歳入局局長通達　所得税に関して – 第426号　特別経済開発区で事業を営む会社の所得税の軽減及び免除に関する基準、手続、及び条件の規定」Notice of Director-General of Revenue Department Relating to Income Tax (No. 426) Re Prescription of Bases, Procedures, and Conditions on Reduction of Rates and Exemption of Income Tax of Companies Operating Businesses in Exclusive Development Zone |
| 当該通達は、勅令第731号（2021年11月9日施行）で規定する優遇措置を受けるための細則になります。当該通達で「専門家」もしくは「技能労働者」と認定されるための条件等を規定しています。「技能労働者」は（ア）少なくとも専門学校卒、（イ）労働基準試験のレベル２に合格していること、及び（ウ）関係する職に5年以上就いていること、が条件となっています。「専門家」は（ア）すくなくとも四大を卒業し；且つ（イ）関係する職に８年以上就いていることが条件となります。勅令第731号で規定する税務上の優遇措置を受けるに当たって雇用者は、「専門家」もしくは「技能労働者」の名前、及び関係書類等を所轄歳入局事務所にて提出・登録をすることが求められます。株式投資額の二倍の法人税免税措置を受ける条件として、その法人は（１）特別経済開発区（ナラティワート県、パッタニ県、及びヤーラー県）内にて当該投資より１年以上前に事業を営んでいないこと、及び（２）原則的に、特別経済開発区内の会社の株式を売却、又は法人パートナーシップのパートナーの地位を終了していないことが挙げられています。 |